

## 北海道図書館振興協議会役員選出規程

## 理事選出方法取扱要領

(趣 旨)

第1条 この規程は、北海道図書館振興協議会会則第7条の理事の数及び第8条の定めに基づく役員を選出に関し必要な事項を定めるものとする。

(理事の数)

第2条 北海道図書館振興協議会会則第7条の理事の数は、21人とする。

第3条 理事は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める人数とする。

- (1) 北海道 1人
- (2) 札幌市 1人
- (3) 総合振興局・振興局管内図書館振興協議会 19人

(役員を選出方法)

第4条 会長及び副会長は理事の互選とする。

第5条 第3条第3号の理事は、当該組織の推薦により選出する。ただし、選出の方法については、別途定める。

第6条 監事は、理事会において選出する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

平成16年4月1日一部改正

附 則

平成22年4月1日一部改正

附 則

平成26年4月24日一部改正

北海道図書館振興協議会役員選出規程第3条第3号に定める総合振興局・振興局管内図書館振興協議会から選出する理事19人の選出方法については、下記のとおりとする。

記

1 総合振興局・振興局単位で構成する各管内図書館振興協議会等から選出する理事14人については、各管内図書館振興協議会等が決定する。その任期は2年とする。ただし、2に定めるブロック選出理事と重複しないように選出する。

2 5人の理事の選出方法については、14総合振興局・振興局を10地区に分け、A・B2ブロックとし、各ブロックにおいて理事を選出する。ただし、Aブロック（石狩、後志、上川、胆振・日高、十勝）、Bブロック（空知、渡島・檜山、留萌・宗谷、オホーツク、釧路・根室）は2年ごとに任期を交代する。

なお、平成26～27年度はBブロックの任期とし、以降、順に交代する。